

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還(3件)(漁港漁場課)	1
公告	
○公印の改刻(法務文書課)	3
○採石業務管理者試験の実施(工業振興課)	3
高知県人事委員会規則	
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	4
入札公告	
○一般競争入札(備蓄用毛布の購入)の公告(総務事務センター)	7
落札公告	
○落札者等の公告(港湾・海岸課)	8

訓 令

高知県訓令第11号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年8月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程(昭和61年8月高知県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文化生活スポーツ部スポーツ課」を「文化生活スポーツ部私学・大学支援課及びスポーツ課」に、「及び水産振興部」を「並びに水産振興部」に改め、同条第3号中「文化生活スポーツ部スポーツ課」を「文化生活スポーツ部私学・大学支援課及びスポーツ課」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第5号中「文化生活スポーツ部スポーツ課」を「文化生活スポーツ部私学・大学支援課及びスポーツ課」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年8月26日から施行し、改正後の高知県職員安全衛生管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第727号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和4年11月16日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和4年8月26日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (1)ア F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.25メートル、船幅1.20メートル)
- イ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル)
- ウ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.75メートル、船幅1.60メートル)
- (2)ア F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.52メートル)
- イ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.19メートル、船幅1.70メートル)
- ウ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.50メートル)
- エ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.50メートル)
- オ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.65メートル、船幅1.60メートル)

- カ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.95メートル、船幅1.60メートル)
- キ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長5.50メートル、船幅1.50メートル)
- ク F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.05メートル、船幅1.80メートル)
- ケ F R P船1隻(船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.45メートル)

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(1) 土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港-1.0メートル河口船溜(萩谷川水門下流右岸)

令和4年5月10日午後2時

(2) 土佐市宇佐町福島 宇佐漁港-1.0メートル河口船溜(萩谷川水門下流左岸)

令和4年5月10日午後2時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 令和4年5月10日午後3時

土佐市宇佐町宇佐 宇佐漁港-1.0メートル河口船溜(萩谷川水門下流右岸)

(2) 令和4年5月10日午後3時

土佐市宇佐町福島 宇佐漁港-1.0メートル河口船溜(萩谷川水門下流左岸)

4 所有者等の行うべき措置

所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課(電話番号088-893-2114)

高知県告示第728号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和5年


<p>1 月10日までに当該工作物等の返還を受けることができる。 令和4年8月26日</p> <p style="text-align: center;">上ノ加江漁港漁港管理者 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.9メートル、船幅1.2メートル）</p> <p>2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 高岡郡中土佐町上ノ加江 上ノ加江漁港弁天崎ー1.5メートル泊地 令和4年7月11日午前10時</p> <p>3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 令和4年7月11日午前10時 高岡郡中土佐町上ノ加江 上ノ加江漁港弁天崎ー1.5メートル泊地</p> <p>4 所有者等の行うべき措置 所有者等は、期限までに高知県須崎土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。</p> <p>5 漁港管理者の措置 上ノ加江漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。 なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の2第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。</p> <p>6 問い合わせ先 須崎市東古市町6番26号 高知県須崎第二総合庁舎 高知県須崎土木事務所港湾漁港管理課（電話番号0880-42-1584）</p> <p>高知県告示第729号 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。 なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和5年1月10日までに当該工作物等の返還を受けることができる。 令和4年8月26日</p> <p style="text-align: center;">佐賀漁港漁港管理者 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 (1) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.50メートル）</p>	<p>(2)ア FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.50メートル） イ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.50メートル） ウ FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.40メートル）</p> <p>(3) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.60メートル） (4) FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.00メートル、船幅1.50メートル）</p> <p>2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時 (1) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港ー1.5メートル横浜泊地（横浜地区） 令和4年7月11日午前9時 (2) 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港2号船揚場（横浜地区） 令和4年7月11日午前9時 (3) 幡多郡黒潮町佐賀字シラ付 佐賀漁港ー1.5メートル佐賀泊地（浜町地区） 令和4年7月11日午前9時 (4) 幡多郡黒潮町佐賀字シラ付 佐賀漁港漁船修理施設用地（浜町地区） 令和4年7月11日午前9時</p> <p>3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 (1) 令和4年7月11日午前10時 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港ー1.5メートル横浜泊地（横浜地区） (2) 令和4年7月11日午前10時 幡多郡黒潮町佐賀字中川原 佐賀漁港2号船揚場（横浜地区） (3) 令和4年7月11日午前10時 幡多郡黒潮町佐賀字シラ付 佐賀漁港ー1.5メートル佐賀泊地（浜町地区） (4) 令和4年7月11日午前10時 幡多郡黒潮町佐賀字シラ付 佐賀漁港漁船修理施設用地（浜町地区）</p> <p>4 所有者等の行うべき措置 所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。</p> <p>5 漁港管理者の措置 佐賀漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。 なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同法第39条の</p>	<p>2 第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。</p> <p>6 問い合わせ先 四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課（電話番号0880-34-5291）</p>
---	---	---

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、改刻した公印を次のとおり公告する。

令和4年8月26日

高知県知事 濱田 省司

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
専用知事印 （高知県中央西土木事務所において使用）		許可、認可、登録、免許、命令、検査、認定、承諾、承認、裁定、契約、不動産の登記等	令和4年9月1日

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

令和4年8月26日

高知県知事 濱田 省司

- 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1番10号
高知城ホール 2階会議室
- 試験の期日
令和4年10月14日（金）午前10時から正午まで
- 試験科目及び出題範囲
（1）岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
（2）岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 受験手続
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて、郵送により提出すること。
- 受験願書等の提出期間
令和4年9月2日（金）から同月16日（金）までとし、同日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書等の提出先
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部工業振興課
- 試験手数料
8,100円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第21号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員

会規則第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書を削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる期間については、前項の規定にかかわらず、当該期間を除外しない。

(1) 前項第2号の育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、次に掲げる育児休業をしている職員の当該職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

(2) 公務傷病等による退職者(職員の条例第26条第1項、公立学校職員の条例第27条第1項若しくは警察職員の条例第26条第1項の規定の適用を受ける者又は教育公務員特例法第14条(公立の学校の事務職員の退職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者をいう。以下同じ。)であった期間

第11条第2項ただし書中「当該育児休業の1回の承認に係る期間が1月以下である職員(人事委員会が別に定める職員を除く。次条第2項において同じ。)」を「第5条第3項第1号ア又はイに掲げる育児休業をしている職員」に改める。

第12条第2項ただし書中「当該育児休業の1回の承認に係る期間が1月以下である」を「第5条第3項第1号ア又はイに掲げる育児休業をしている」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第47号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表13の項中「12の項に規定する承認を与える期

間に該当する」を「その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第23号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表13の項中「12の項に規定する承認を与える期間に該当する」を「その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第24号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第49号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表13の項中「12の項に規定する承認を与える期間に該当する」を「その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第25号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成11年高知県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第1項第4号イ」に改める。

第3条を削り、第2条の3を第3条の3とし、第2条の2を第3条の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

(非常勤職員が育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要であると認められる特別の事情)

第3条 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4の人事委員会規則で定める特別の事情は、育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第4条第1項中「育児休業承認(期間延長)請求書(別記第2号様式)により」を「育児休業承認(期間延長)請求書(別記第1号様式)により、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」に、「1月前」を「1月前(次に掲げる場合にあっては、2週間前)」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業(同号に規定する法定育児休業をいう。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日であるとき。

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日であるとき。

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認(期間延長)請求書(別記第1号様式)により、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月前(次に掲げる場合にあっては、2週間前)までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長

後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)の期間を延長しようとする場合
 (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業の期間を延長しようとする場合
 (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業の期間を延長しようとする場合
 2 前条第2項の規定は、前項の育児休業の期間の延長の請求について準用する。
 第6条第2項中「養育状況変更届(別記第3号様式)」を「養育状況変更届(別記第2号様式)」に改める。
 第8条の次に次の2条を加える。
 (育児休業をした職員の職務復帰後における最初の昇給を行う日)
第8条の2 育児休業条例第8条第1項の人事委員会規則で定める日は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)第24条に規定する昇給日とする。
 (育児短時間勤務計画書)
第8条の3 育児休業条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、別記第3号様式のとおりとする。
 別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第4条、第5条関係)

育児休業承認(期間延長)請求書		年 月 日
任命権者	様	所属 職名 氏名
下記のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。		
記		
1 請求に係る子	氏名	
	請求者との続柄等	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 特別の事情		
6 備考		
主管課長		所属長經由欄

注 1 この育児休業承認(期間延長)請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)の原本又は写しを添えること。

- 2 子の出生前に提出する場合は、「3 請求期間」欄は、出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び1の書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「5 特別の事情」欄は、同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）又は育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入すること。
- 4 「6 備考」欄は、次に掲げる事項等を記入すること。
 - (1) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合は、当該請求に係る子以外の3歳に満たない子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日
 - (2) 請求に係る子が養子の場合は、養子縁組の効力が生じた日
 - (3) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合は、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第8条の3関係）

育児短時間勤務計画書		
年 月 日		
任命権者 様		
所属 職名 氏名		
職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。		
記		
1 請求に係る子	氏名	
	生年月日	年 月 日
2 請求者の計画	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備考		

- 注 1 この育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（別記第4号様式）と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「2 請求者の計画」の「請求期間」欄は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書（別記第4号様式）に記入する請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄は、出生後、速やかに記入すること。
- 4 この育児短時間勤務計画書の変更の届出の場合は、記載事項のうち変更する箇所のみを記入すること。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年8月26日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- 購入物品の名称及び数量
備蓄用毛布 11,580枚
- 購入物品の特質等
入札説明書による。
- 購入物品の納入期限
令和5年2月28日
- 購入物品の納入場所
入札説明書による。
- 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

<p>により入札参加資格の取消しを受けていない者であること 又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和4年8月26日（金）から同年10月4日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和4年8月26日午前9時から同年10月4日午後5時までの間に高知県会計管理局のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatujouhou-index.html）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和4年11月10日（木）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年11月9日（水）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第5会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年10月4日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知</p>	<p>事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年10月4日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Stock emergency blankets × 11,580</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 4 October 2022</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 10 November 2022</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Wednesday 9 November 2022</p>	<p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和4年8月26日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none">落札に係る購入物品の名称及び数量 リーチスタッカ 一式契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県土木部港湾・海岸課 高知市丸ノ内一丁目2番20号落札者を決定した日 令和4年8月5日落札者の氏名及び住所 ロジスネクスト四国株式会社高知支店 高知市仲田町10番16号落札金額 71,170,000円契約の相手方を決定した手続 一般競争入札政令第6条の公告をした日 令和4年6月17日
--	---	--